

平戸市監査公表第106-2号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、措置改善事項を公表します。

平成28年10月11日

平戸市監査委員 戸田幾嘉

平戸市監査委員 松瀬清

第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく行政監査及び定期監査

第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

市民福祉部 市民課

第3 監査の期間

平成27年8月28日、8月31日 2日間

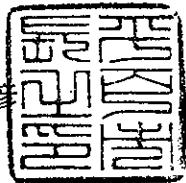
第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

28 平市民第 491 号  
平成 28 年 5 月 15 日

平戸市監査委員 様

平戸市長 黒田 成彦



平成 27 年 11 月 30 日付平戸市監査公表第 106 号にて公表がなされた件については、以下のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項により報告いたします。

【指導事項】

1. 平戸市防犯灯設置補助金について

平成 28 年 4 月 1 日より補助金交付要綱を改正し、指導事項の改善を行ない適正な処理を行なっている。

2. 自動車の臨時運行許可について

課長の決裁を取り、許可書を発行するよう改善した。

3. 度島診療所(旧)不用品処分及び簡易倉庫の解体撤去について

今後は、契約規則に基づき、適正な事務処理に努めます。

【意見】

1. 一般廃棄物処理計画書について

平成 18 年 3 月に策定した一般廃棄物処理基本計画については、今回、計画内容を見直し、平成 28 年度から平成 42 年度までの 15 ヶ年の計画期間とした一般廃棄物処理基本計画を平成 28 年 3 月に策定し、3 月 25 日付（告示第 6 号）で告示したところである。また、同基本計画に沿った平成 28 年度一般廃棄物処理実施計画も 4 月 1 日付で告示しており、今後も廃棄物発生量の推移を的確に把握し、計画と実績の差異が無いように毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画に反映する。

2. 一般廃棄物処理業の許可について

一般廃棄物処理業の許可については、一般廃棄物処理基本計画に基づき適正な処理体制を図る事を原則とし、今後、ごみ量の増加等における処理状況の変化が生じる際には、既存許可業者への影響を考慮し、許可業者数の検討を行なう。

3. し尿・浄化槽汚泥の収集運搬にかかる「貯留タンク」の使用形態について  
賃貸借契約について収集業者と協議中であり、書面により無償貸与による手続きを行なう方針である。
4. 志保良塵芥焼却場周辺環境調査について  
実測データ提出済み。
5. 平戸市再資源化推進交付金及びごみの減量化について  
地域毎の活動団体数や回収量などのデータ分析を行い、取組が低い地域においては、新たな団体組織の推進等を行ない循環型社会形成推進に向けたリサイクル率の向上とごみ排出量の抑制を図る。
6. 平戸市ごみステーション容器設置事業補助金について  
平成 28 年 4 月より補助金交付要綱の改正を行い、地区負担軽減措置を図っている。
7. 高島地区飲料水供給施設及び専用水道・小規模専用水道について  
平成 29 年度より水道局への事務移管を行なう方針とし継続協議中である。